

【条例・規則に基づく不利益処分】

担当課	法令名	根拠条項	処分の概要	処分基準についての状況			備考
				①設定状況	②未設定理由	③処分基準を公にしている状況・方法	
1 総務事務センター	熊本県職員等恩給条例	第32条第2項	事実婚による失権処分	1設定済	0①で1を記入している場合	3求めに応じて提示	
2 総務事務センター	熊本県職員等恩給条例施行規則	第2条	申立書未提出の場合の支給差止め	1設定済	0①で1を記入している場合	3求めに応じて提示	